

総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所等のうち、特に顕著な功績が認められる事業所等に対して、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 市町村等消防団協力事業所 市(町村)長等が消防団活動に協力していると認め、市町村等消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- 三 市町村等消防団協力事業所表示証 第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力した証として交付した表示証をいう。
- 四 総務省消防庁消防団協力事業所 消防庁長官が消防団活動に協力していると認め、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「総務省消防庁協力事業所」という。)をいう。
- 五 総務省消防庁消防団協力事業所表示証 第4号の事業所等に対して、特に消防団活動に協力した証として交付した表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)をいう。

（総務省消防庁協力事業所の推薦）

第3条 都道府県、市町村等は、総務省消防庁に特に協力内容が優れていると認められる協力事業所の中から、功績調書(別記様式第1号)により、総務省消防庁協力事業所として推薦できるものとする。

（認定基準）

第4条 消防庁長官が特に消防団活動に協力している実績が顕著な事業所等と認めるときは、総務省消防庁協力事業所の認定を行うものとする。

（総務省消防庁表示証の交付等）

第5条 消防庁長官は、事業所等が前条の基準に適合していると認めたときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している場合は除く。)に総務省消防庁表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。

（総務省消防庁表示証の表示）

第6条 総務省消防庁協力事業所は、総務省消防庁表示証が交付された年月を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- 一 総務省消防庁表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 総務省消防庁表示証の様式は、次に掲げるものとする。

一 前条に掲げる別記様式第2号とする。

二 前条に掲げる別記様式第2号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする。

(総務省消防庁表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 総務省消防庁表示証の交付に際して、消防庁長官は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第3号）を備え付け、総務省消防庁表示証の交付に関する総務省消防庁協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 総務省消防庁表示証の表示有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 総務省消防庁表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 消防庁長官は、総務省消防庁事業所に対し、有効期間の満了日前までに、当該市町村等協力事業所の担当市町村等を通じ、協力事項の現状及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 消防庁長官は、総務省消防庁事業所が事業を廃止又は休止した時、第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により総務省消防庁表示証の交付を受けたとき、又はその他総務省消防庁協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により総務省消防庁協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、交付された総務省消防庁表示証を消防庁長官へ返還しなければならない。

(総務省消防庁協力事業所の公表)

第10条 消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について広報紙等により公表するものとする。

(総務省消防庁協力事業所の表彰)

第11条 消防庁長官は、総務省消防庁表示証の交付に併せて、消防表彰規程(昭和37年3月31日 消防庁告示第1号)等に基づき表彰することができる。

(所掌)

第 12 条 この要綱に関する事務は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室において所掌する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。

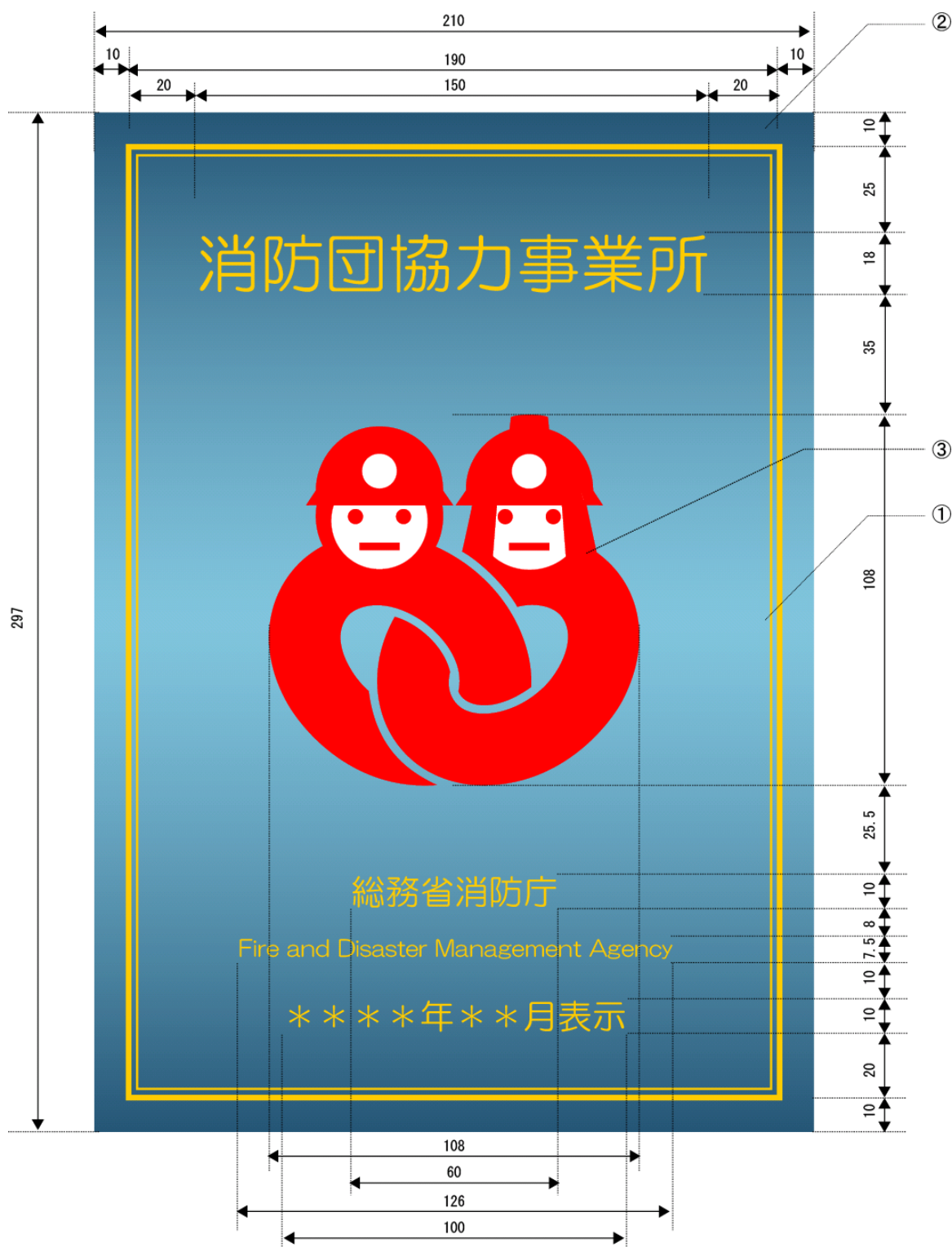
消防庁消防団協力事業所に関する功績調書

令和 年 月 日現在

ふりがな 事業所等名			
所在地	〒		
代表者名	職名	ふりがな 氏名	
事業概要	従業員数	職種（該当するものに○印）	
	名	製造業 ・ 小売業 ・ 金融・保険業 ・ 不動産 サービス業 ・ 建設業 ・ 商社 その他（業種名： ）	
事業所の沿革			
市町村消防団協力事業所登録年月	令和 年 月 （※1）		
消防庁の 消防団地域活動表彰(事業所)の受賞年度	平成 年度（経過年数： 年）		
消防関係法令上の 違反について	違反なし 違反あり		
勤務している 消防団員数	名（ 消防団所属）		
勤務している 消防団員の勤務 中における消防 団活動実績 （※2）	延べ活動回数	延べ活動時間	延べ参加人員

- ※1 平成31年4月30日以前の日付を記入する場合は「平成〇年〇月」と記入すること。
- ※2 消防団活動実績については、本功績調書を送付した年度の前年度中に行った活動内容別の実績の合計を記入すること。

様式第2号（第5条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	金

総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	市町村協力事業所の認定		備考
		所在地	現表示有効期間	有・無 (該当に○)	担当市町村	
		担当・連絡先	更新回数		担当・連絡先	
1	(記入例) 株式会社○○○ ○○工場	〒○○○—○○○○	○年○月○日	○有・無	○○市	
		○○県○○市○○○丁目○番○号	○年○月○日		○○課○○○○	
		○○課○○○○ ○○○—○○○○	○回		○○○—○○○○	
2				有・無		
3				有・無		
4				有・無		
5				有・無		

「消防団協力事業所表示制度」総務省消防庁表示証交付要綱細則

第1 目的

総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「総務省消防庁要綱」という。)第13条に基づき、消防庁長官が行う総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付に係る必要な事務は、この要綱細則の定めるところによる。

第2 具体的な認定基準(第4条関係)

消防庁長官が特に消防団活動に協力している実績が顕著な事業所等と認める基準は、当該事業所等が次に掲げる要件のすべてに適合していることとする。

- 1 市町村消防団協力事業所の認定を受けていること。
- 2 事業所等に次に定める人数の消防団員がいること。
 - ア 従業員等が50人以下である場合 団員数 ≥ 5
 - イ 従業員等が51人以上60人以下である場合 団員数 ≥ 6
 - ウ 従業員等が61人以上70人以下である場合 団員数 ≥ 7
 - エ 従業員等が71人以上80人以下である場合 団員数 ≥ 8
 - オ 従業員等が81人以上90人以下である場合 団員数 ≥ 9
 - カ 従業員等が91人以上100人以下である場合 団員数 ≥ 10
 - キ 従業員等が101人以上である場合 団員数 $\geq (\text{従業員等数} - 100) \div 40 + 10$ (小数点以下切上げ)
- 3 消防関係法令上の違反がないこと。
- 4 消防団活動への配慮等に関して内規・社是に定める等により全国の模範となる団員確保に関する協力を行っていること、又は消防団活動に協力することにより地域の防災力の充実強化に寄与していること。

第3 時期(第5条関係)

総務省消防庁表示証の交付は、随時に行うこととする。

第4 交付日(第5条関係)

原則として、交付日は、交付式の日と同一日とする。

第5 表示証等の交付(第5条関係)

総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けた事業所等に対して、表示証に添えて表示証交付書を交付するものとする。

第6 認定の更新(第8条関係)

消防庁長官は、認定更新調書により、第2に定める基準への適合状況及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

ただし、消防庁長官は、第2の2のアからキまでに定める基準を満たさない場合にあっては、他の基準を満たしており、消防団活動に積極的に協力していると認められるときには、1回に限り認定を更新できるものとする。

附 則

この要綱細則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和３年８月３０日から施行する。

第 号

表示証交付書

殿

貴事業所は、総務省消防庁消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、表示証を交付します。

記

1 所在地

2 名称

3 有効期限 年 月まで

年 月

消防庁長官

総務省消防庁消防団協力事業所に関する認定更新調書

令和 年 月 日現在

ふりがな 事業所等名			
所在地	〒		
代表者名	職名	ふりがな 氏名	
事業概要	従業員数	職種（該当するものに○印）	
	名	製造業 ・ 小売業 ・ 金融・保険業 ・ 不動産 サービス業 ・ 建設業 ・ 商社 その他（業種名： ）	
消防団協力事業 所表示証の交付 記録について	令和〇〇年〇月〇〇日 ●●●市消防団協力事業所表示証交付（※1） 平成●●年●月●●日 総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付		
消防関係法令上 の違反について	違反なし 違反あり		
総務省消防庁消 防団協力事業所 表示証の再認定 希望について	該当に○印	表示証の再認定と表示の継続意思について	
		表示の再認定を希望し、継続意思あり	
		表示の再認定を希望せず、継続意思なし	
勤務している 消防団員数	名（ 消防団所属） うち、基本団員 名、機能別団員 名		
	初回交付認定時の消防団員数	名	名 増・減
	前回更新時の消防団員数	名	名 増・減
勤務している消 防団員の勤務中 における消防団 活動実績 （※2）	延べ活動回数	延べ活動時間	延べ参加人員

※1 平成31年4月30日以前の日付を記入する場合は「平成〇年〇月〇日」と記入すること。
※2 消防団活動実績については、本功績調書を送付した年度の前年度中に行った活動内容別の実績の合計を記入すること。

